令和4年1月17日改定

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」等に係るQ&Aの構成

総 説 禁止される具体例の例示	[Q5-1-1]
	[Q5—1—2]
個別事例の詳述	
	寄附活用事業に係る契約 【Q5-2-1】
契約の相手方とすること 上記以外の事業に	系る契約 【Q5-2-2】
すでに契約関係にある法人から寄附を受領するこ	ك [Q5-2-3]
→ ネーミングライツ → 寄附を行った法人をネーミング 有償のネーミングライ	イツ契約 【Q5-3-1】
ライン契約の相手方とすること 無償のネーミングライ	イツ契約 【Q5-3-2】
→ 施 設 等 の 利 用 → 寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄 整備された施設等を利用させること	附活用事業により 【Q5-4-1】 _(番号改定)
寄附により整備されたサテライトオフィスを、 当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】(新設)
一 寄附法人の子会社等 → 寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とす	「G5-5】
契約関係類似の関係・寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させ	ること 【 Q5 -6-1】
	によ 【 Q5 -6-2】
そ の 他 → 法人にとってのメリット	[Q11]